

ADAS試験装置 レンタル

装置のレンタルとADAS試験の エキスパートによるサポート





ADAS試験は、ますます複雑化し、数も増えています。現在では、膨大な数の試験や規制試験を実施するために、幅広い機器と技術的な知識が必須になります。こうした要件を満たすことは容易ではなく、開発プログラムを遅延させる可能性があります。

試験の強化をはかるお客様や試験が常時必要ではないTier1のお客様を対象に、AB Dynamicsでは JARI (日本自動車研究所)の城里試験場を拠点に、装置のレンタルを提供いたします。

ご利用いただける装置

当社のJARI拠点では、ドライビングロボット、ADASターゲット、ADASプラットフォーム、GNSS/IMUシステム、無線通信ネットワーク装置を含めて、総合的な試験装置をご用意しております。すべてのレンタル装置には、事前に設定された試験プロトコルを含め、最新バージョンのソフトウェアが搭載されています。適切なメンテナンスとキャリブレーションで、正確で効率的な試験を実現します。

Euro NCAPの現行アクティブセーフティのプロトコルを含め、あらゆる主要な業界の試験に必要となる装置を提供することができます。ご利用いただける装置には、Haloドライビングロボット、CBARペダルロボット、GST100および120、LaunchPad 50および80、Spin VRUなどがあります。ターゲットとしては、Euro NCAP認定のDRI Soft Scar 360、Soft Motorcycle 360、Soft Pedestrian 360などがあります。

当社のロボット装置は、無人運転による耐久性試験や誤用試験、業界標準のロール安定性試験や正弦波ドウェルなどのビークルダイナミクス試験にも最適です。

レンタルとサービスのオプション

お客様独自のご要件に対応できるよう、装置のみのレンタルからお客様に代わっての試験実施まで、柔軟なレンタルオプションを取り揃えました。

装置のみレンタル

AB Dynamicsの製品に精通したお客様には、最新のADAS試験装置を直接お使いいただける装置のレンタルオプションをご用意しております。多種にわたるドライビングロボット、ADASプラットフォームおよびターゲットから適切な装置を選択いただき、必要な試験を実施いただけます。

テストエンジニアのサポート付き装置レンタル

サポートや専門知識を必要とするお客様には、経験豊富なテストエンジニアが装置の設置、テスト設定、 初期のトラブルシューティングなどを承ります。社エンジニアの幅広い知識と経験を生かし、最適なパフォーマンスと効率化を実現し、試験トラックタイムを最大限に有効活用することができます。

フルテストサービス

当社の専門テストエンジニアチームが、試験プロセス全体を最初から最後まで管理します。お客様に被験 車両を持ち込んでいただければ、当方でプランニングから試験実施、分析結果まで行い、詳細な報告書を 提出させていただきます。

当社のチーム

当社は、複雑なADAS試験を実施した経験を持つ専門エンジニアで構成されています。常時こうした装置で作業を行っているため、各装置の効率的な設置および操作を熟知しています。装置を知り尽くした当社のチームにより、試験プロセスの合理化およびダウンタイムの最小化、お客様の試験トラックタイムの最大化に貢献し、迅速に結果を出すことができます。

AB Dynamics について

AB Dynamicsは、より安全で、より効率的、かつ持続可能な車両の開発を促進する車両試験および検証ソリューションの世界的な供給者です。 AB Dynamics グループ企業の一員として、弊社では お客様の仮想環境における開発および試験の実施、走行コースでの検証、そして公道における車両評価を可能にする支援を提供しています。







www.abdynamics.com info@abdynamics.com



© 2024 AB Dynamics. All rights reserved. AB Dynamics®、CBAR™、DRI™、GST™、Halo™、LaunchPad™、Soft Car 360®、Soft Motorcycle 360™ および Soft Pedestrian 360™は、英国およびその他の国におけるAB Dynamics plcまたは関連子会社の商標および財産です。システム、コンポーネント、方法論、およびソフトウェアは、特許や意匠権の対象になる可能性があります。この情報は誠意をもって提供されていますが、このような情報に関する保証や表明を付与するものではなく、AB Dynamics plcまたは関連子会社との間に正式な契約またはその他の責任が締結されると理解すべきではありません。

SB06.02 Issue 1 SB-REN-05/24-JPN